

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会



香川県災害派遣福祉チーム活動マニュアル



令和3年2月

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
(香川県災害福祉支援ネットワーク協議会事務局)

目 次

I	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会	1
1	設立の目的	1
2	NW協議会の主な活動	2
3	組織体制のイメージ	2
4	香川県災害派遣福祉チーム〔香川DWA T〕の設置	3
5	香川DWA Tの派遣に関する協定	3
6	香川DWA Tの香川県地域防災計画における位置付け	3
II	災害派遣福祉チーム〔香川DWA T〕	4
1	活動目的	4
2	チームの構成員	4
3	チーム員の身分	4
4	香川DWA Tの活動	5
(1)	活動内容	5
(2)	派遣先	5
(3)	派遣期間	5
(4)	派遣基準	5
5	香川DWA Tの編成	6
(1)	チーム員の編成	6
(2)	リーダー	6
6	派遣に伴う費用の負担	6
7	研修・訓練の実施	7
III	災害時における香川DWA Tの派遣	8
1	派遣の流れ	8
2	派遣の手続き	8
(1)	待機要請	8
(2)	チーム員への参加要請	9
(3)	参加報告と派遣指示	9
3	チーム員の集合場所	9
4	派遣チームの指揮命令	9
5	支援活動先までの移動	10
6	チーム内及び本部との連絡体制	10
7	被災地到着後の活動	10
(1)	被災地到着後の動き	10
(2)	避難所生活で想定されるニーズ・困りごと	11
(3)	避難所等における主な活動	12

8	支援活動の終了	12
(1)	引継ぎ	12
(2)	帰任	13
9	派遣の終了	13

IV 平常時の活動等について 14

1	研修及び訓練等について	14
2	登録内容の変更・辞退について	14

V 資料 15

1	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 設置要綱	16
2	香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	19
3	香川県災害派遣福祉チーム活動実施要領	22
4	香川県災害派遣福祉チームの派遣に係る費用負担等について	25
5	様式集	27
○様式第1号	香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書	28
○様式第2号	香川県災害派遣福祉チーム派遣依頼書	29
○様式第3号ー1	香川県災害派遣福祉チーム活動報告書	30
○様式第3号ー2	香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書	31
○様式第3号ー3	香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書 付属	32
○様式第4号	登録事項変更等届出書 (変更・辞退)	33

I 香川県災害福祉支援ネットワーク協議会

1 設立の目的

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「NW 協議会」という。）は、災害時における要配慮者への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うことを目的に、令和元年 8 月 5 日、県内の 21 の機関・団体で構成し、設置されました。

<香川県災害福祉支援ネットワーク協議会構成団体>

区 分	機関・団体名
行政機関	○香川県健康福祉部健康福祉総務課 ○高松市健康福祉局健康福祉総務課 ○高松市総務局危機管理課 ○香川県精神保健福祉センター
災害救援団体	○香川県共同募金会
施設関係団体	○香川県社会福祉法人経営者協議会 ○香川県老人福祉施設協議会 ○香川県老人保健施設協議会 ○香川県保育協議会 ○香川県児童福祉施設連合会 ○香川県知的障害者福祉協会 ○香川県救護・身障施設協議会
市町社協	○香川県県内社会福祉協議会連絡協議会
職能団体	○香川県社会福祉士会 ○香川県介護福祉士会 ○香川県介護支援専門員協議会 ○香川県精神保健福祉士協会 ○香川県医療ソーシャルワーカー協会
地域関係団体	○香川県民生委員児童委員協議会連合会
学識経験者	○香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
災害福祉支援ネットワーク本部	○香川県社会福祉協議会

また、構成団体のうち、災害派遣福祉チームを構成する 13 の団体によって部会が設置されています。

<香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 部会構成団体>

区 分	機関・団体名
施設関係団体	○香川県社会福祉法人経営者協議会 ○香川県老人福祉施設協議会 ○香川県老人保健施設協議会 ○香川県保育協議会 ○香川県児童福祉施設連合会 ○香川県知的障害者福祉協会 ○香川県救護・身障施設協議会
市町社協	○香川県県内社会福祉協議会連絡協議会
職能団体	○香川県社会福祉士会 ○香川県介護福祉士会 ○香川県介護支援専門員協議会 ○香川県精神保健福祉士協会 ○香川県医療ソーシャルワーカー協会

2 NW 協議会の主な活動

NW 協議会は、各構成団体と連携し、以下の活動に取り組みます。

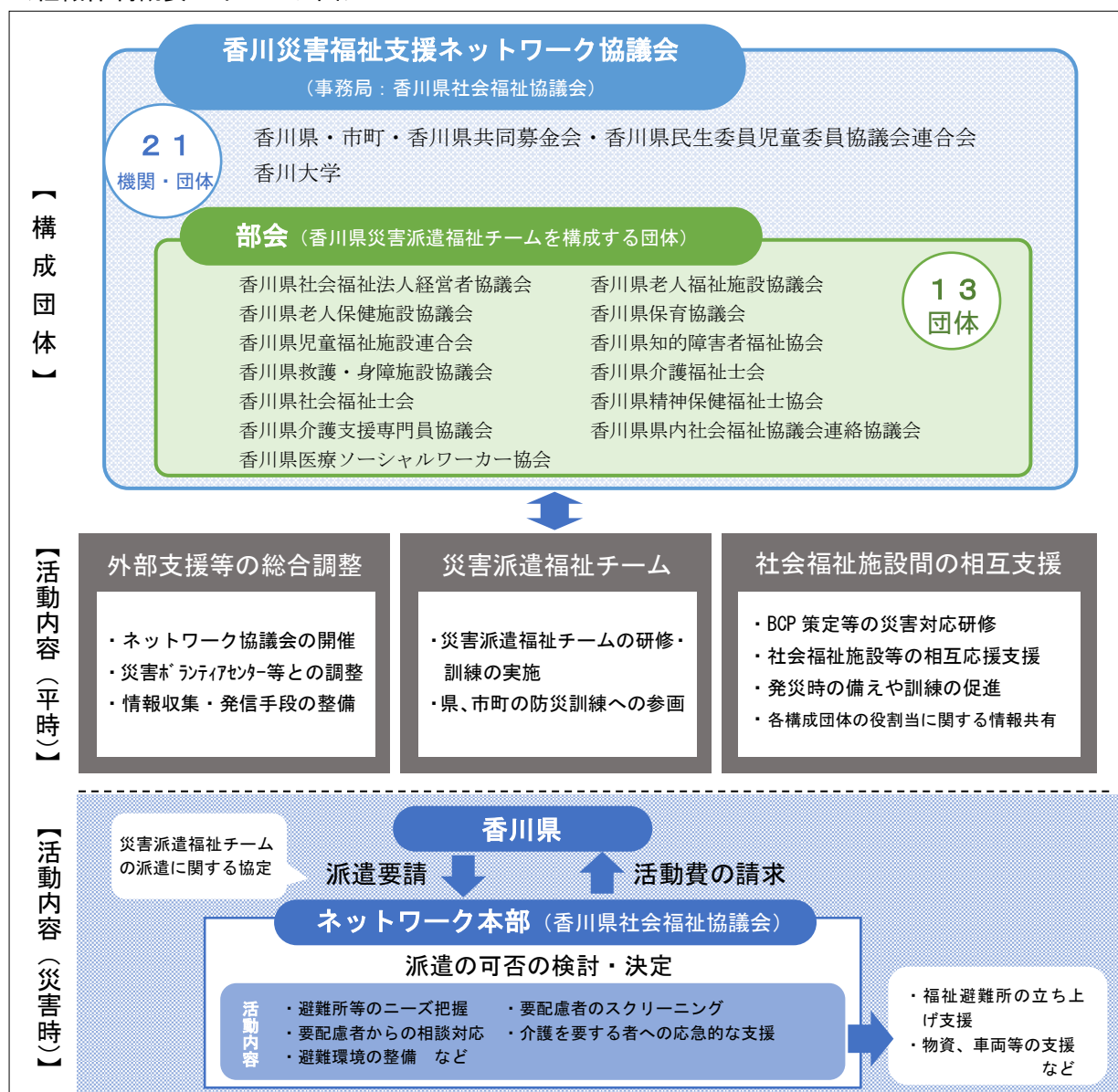
平常時	・ 社会福祉施設等の相互支援 ・ 社会福祉施設等利用者の安全確保・災害時事業継続計画の作成支援 ・ 災害派遣福祉チームの養成・登録・研修・訓練
災害時	◇ 避難所における福祉支援 ◇ 要配慮者に対する福祉支援 ◇ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整

3 組織体制のイメージ

NW 協議会は、ネットワーク本部である香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が事務局となります。

災害発生時、NW 協議会事務局は、災害派遣福祉チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整を行い、被災地に派遣されたチームの後方支援を行います。

<組織体制概要のイメージ図>



4 香川県災害派遣福祉チーム〔香川 DWAT〕の設置

NW 協議会は、災害発生時に高齢者や障がい者、子ども等の災害時要配慮者が、長期間の避難生活を余儀なくされることにより、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防止するため、福祉専門職による支援を行うことを目的に、香川県災害派遣福祉チーム（以下、「香川 DWAT」という。）を設置します。

5 香川県 DWAT の派遣に関する協定

令和 2 年 2 月 6 日、香川県と NW 協議会の事務局となる県社協が、構成団体を代表して「香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結しました。

協定締結により、「香川 DWAT」が発足し、県内外において、公的なチームとして活動できる体制が整いました。

香川 DWAT は、当該協定に基づき、香川県からの派遣要請を受けて派遣されます。

（*協定書：p19～）

6 香川 DWAT の香川県地域防災計画における位置付け

香川 DWAT の支援活動については、香川県地域防災計画（令和 2 年 2 月修正）の一般対策編及び地震対策編の「要配慮者応急対策計画」に盛り込まれ、香川県が定める災害対応のひとつとして明記されています。

Ⅱ 災害派遣福祉チーム〔香川 DWAT〕

1 活動目的

災害の初期から応急・復旧期において、香川 DWAT チーム員（以下、「チーム員」という。）を香川県からの派遣要請に基づいて派遣し、災害時要配慮者に対する支援体制を確保するとともに、避難状態にある要配慮者に適切な支援を行い、避難生活に伴って生じる二次被害の発生を防止します。

2 チームの構成員

チーム員は、NW 協議会が次の登録区分によりチーム員として登録した者をもって構成します。

登録区分	登録対象者
先遣隊	・別表 1 に掲げる者であって、当該業務経験を 3 年以上有する者。 ・先遣隊の養成研修を受講した者。 ・協定における構成団体（以下、「構成団体」という。）の推薦を受けた者。 ・協定における施設等（以下、「施設等」という。）に所属している者は、施設等の長及び運営法人の長の推薦を受けている者。
支援隊	・別表 1 に掲げる者であって、当該業務経験を 3 年以上有する者。 ・支援隊の養成研修を受講した者。 ・構成団体の推薦を受けた者。 ・施設等に所属している者は、施設等の長及び運営法人の長の推薦を受けている者。

（別表 1）

区分	名称
国家資格又は公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、臨床心理士 児童心理司、管理栄養士等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、児童指導員、 心理担当職員、栄養士等
その他	被災地の状況等により、県社協会長が特に必要と判断した者

3 チーム員の身分

所属長の活動承認を受けているチーム員は、所属する施設・事業所等の職員の身分をもって香川 DWAT の業務に従事します。施設・事業所等に所属していないチーム員は、個人として業務に従事するものとします。

香川 DWAT の業務に係る業務災害又は通勤災害については、労災保険の適用があるものとなりますが、適用されない場合には、県が加入する傷害保険により補償を行います。

4 香川 DWAT の活動

(1) 活動内容

香川 DWAT は、被災地域及び派遣先において次の活動を行い、災害発生後の時間的経過によって変化する福祉的ニーズに対応します。

区分	派遣時期	主な活動内容	活動場所	活動期間
先遣隊	発災後概ね 3 日以内	①現地対策本部の対応状況の確認 ②被災状況、福祉的支援・ニーズ等の把握 ③チーム派遣の必要性の確認	被災地域 一般避難所	1～3 日程度
支援隊	発災後概ね 4 日～	①避難所等の福祉ニーズの把握 ②要配慮者のスクリーニング ③要配慮者からの相談対応 ④介護を要するものへの応急的な支援 ⑤避難環境の整備	一般避難所 福祉避難所 受入施設等	引き継ぎを含め 5 日程度

(2) 派遣先

原則として、県内の避難所、福祉避難所その他災害発生時において要配慮者を受け入れする施設（以下、「避難所等」という。）及び先遣活動を行う被災地域とします。

また、県外で大規模災害が発生した場合で、国または被災地の都道府県から派遣要請があった場合には、県外に派遣することがあります。

(3) 派遣期間

チーム単位の派遣期間は、概ね 1 日から 5 日間程度とします。

チーム派遣による支援活動は、原則として発災後 1 週間から 10 日程度とします。ただし、必要に応じて期間を延長します。

(4) 派遣基準

チーム派遣は、次のいずれかに該当するときとします。

- ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、香川県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から香川県にチームの派遣要請があったとき。
- ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から香川県にチームの派遣要請があったとき。
- ④ その他、特に必要があると香川県が認めるとき。

5 香川 DWAT の編成

(1) チーム員の編成

災害発生時に実際にチームを編成するときは、チーム員に対して派遣チームへの参加の可否を確認し、あらためて派遣チームの編成を行います。派遣チームの編成は、構成団体と連携して行います。

(2) リーダー

派遣チームには、リーダー及びサブリーダーを置きます。リーダー等は、派遣チームの編成時にネットワーク本部（以下、「本部」という。）の長が指名します。

① リーダーの役割

リーダーは、本部の指示の下、被災市町の災害対策本部（以下、「現地対策本部」という。）、派遣先避難所等の運営・管理者、多職種・団体（チーム）等との調整窓口や業務の立案等を行い、チームの活動を統括します。

② サブリーダーの役割

サブリーダーは、リーダーを補佐するとともに、チーム活動における事務局的な役割を担います。事務局的業務については、必要に応じてチーム員に分担します。

6 派遣に伴う費用の負担

(1) 災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めにより県が費用を負担します。

(2) (1) 以外の場合、チーム員の派遣費用は、下記の項目のとおり県が負担します。

費用区分	内容
①日当	1日1人あたり15,700円以内。
②時間外勤務手当	①に定める日当の額を基礎とし、県の常勤の職員との均衡をこう書して算定した額以内。
③旅費	①に定める日当の額を基礎とし、県の条例で定められた額の範囲内において、県の常勤の職員と均衡を考慮して算定した額以内。
④救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費として、以下に掲げるもの。 ・賃金職員等雇上費 ・需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） ・使用料及び賃借料 ・通信運搬費 ・委託費

7 研修・訓練の実施

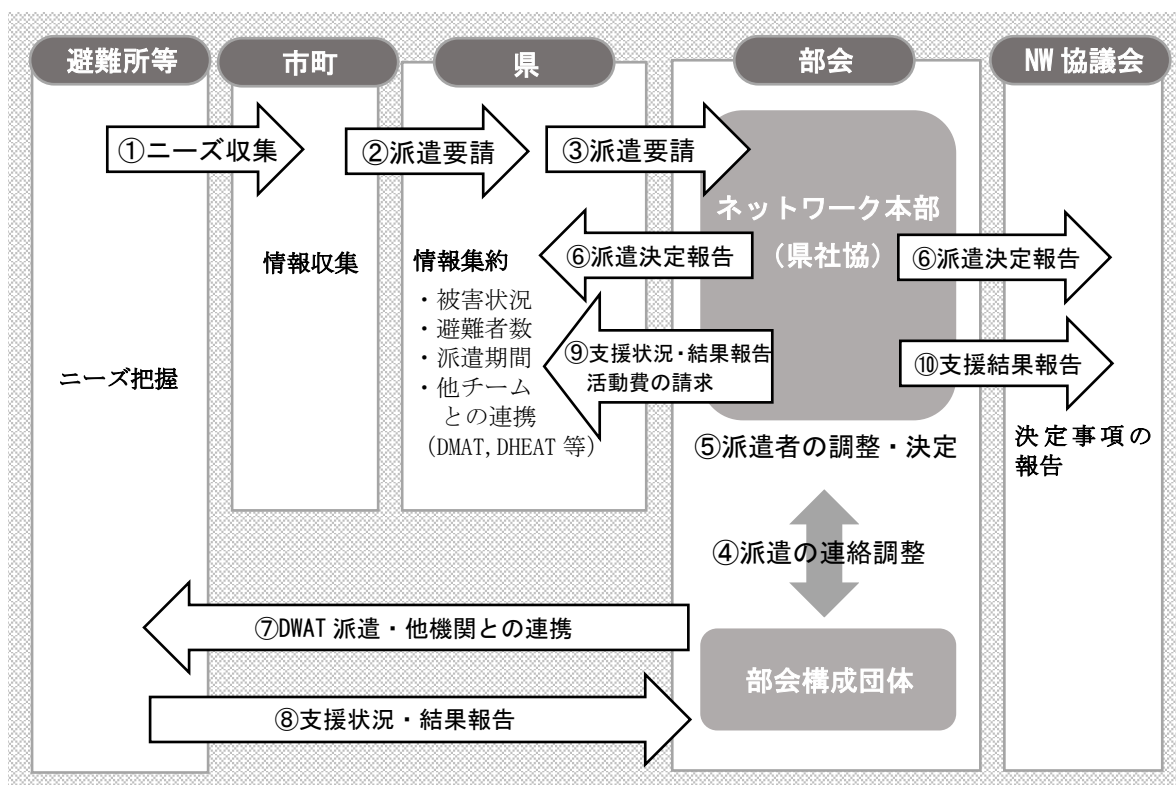
NW 協議会は、災害時の派遣支援活動等に必要な知識の習得や技術の向上を図るため、チーム員を対象とした研修・訓練を定期的の実施します。

Ⅲ 災害時における香川 DWAT の派遣

1 派遣の流れ

県からの派遣要請や被害状況等を総合的に勘案し、本部の長が必要と認めたときにチームを派遣します。

＜県内発生時のチーム派遣の流れ＞



2 派遣の手続き

(1) 待機要請

- ① チームの派遣が予想される災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本部は、派遣を前提にした待機をチーム員に要請します。
- ② 待機の要請は、一斉メール等により行います。待機を解除する場合も同様とします。
- ③ チーム員は、待機要請があったときは、次により派遣に向けた準備を行ってください。

- ☐ 派遣について家族の同意を取り付ける。
- ☐ 所属施設・団体との連絡ルートを確認する。
- ☐ 現地の天候や災害情報の収集を行い、携行品などを準備する。

《派遣時に必要な準備品の例》

派遣者本人で準備が必要なもの	NW 協議会で準備するもの
・着替え（派遣日数＋予備） ・タオル ・食料、飲料 ・常用薬 ・寝袋 ・帽子 ・長靴 ・室内用靴 ・メモ帳 ・マスク ・手指消毒液 ・携帯電話（充電器） ・筆記用具 ・運転免許証 ・健康保険証 ・チーム員登録証	・ビブス ・パソコン ・プリンター ・ネット通信機器（ポケット Wifi） ・救急医療用品 ・延長コード ・防塵マスク ・ヘルメット

（２）チーム員への参加要請

- ① 本部は、チームの派遣を決定したときは、チーム員に派遣チームへの参加を要請します。
- ② チーム員が施設等に所属している場合は、当該施設等の長に対して所属職員の参加を要請する旨を通知し、所属職員の派遣について協力を求めます。

（３）参加報告と派遣指示

- ① 参加要請を受けたチーム員は、速やかに参加の可否を本部に報告します。
- ② 本部は、当該報告に基づいて派遣チームを編成し、チーム員に対して派遣を指示します。

- ☐ 被災地の天候等も踏まえて、自分の健康状態を確認する。派遣に適さない状態であれば無理をしない。
 - ☐ 参加する場合は、所属施設等の同意を確認し、勤務調整を行う。
 - ☐ チームの集合場所、時間等を確認する。
 - ☐ 集合場所までの移動手段を確保する。

3 チーム員の集合場所

- （１） 派遣の指示を受けたチーム員は、本部から指示された集合場所（派遣拠点施設等）に各自参集します。本部から直接派遣先に集合するよう指示された場合は、その指示に従ってください。
- （２） 参集したチーム員は、集合場所で本部の指示及び被災情報等を受け取り、チームリーダーを中心にチームの体制を整え、派遣先に向かいます。
- （３） 集合場所（派遣拠点施設等）は、県・市町社会福祉協議会、構成団体の会員施設、法人本部等が想定されます。

4 派遣チームの指揮命令

派遣チームが活動に従事する場合の指揮命令は、本部の長が指名したチームリーダーが行います。避難所等においては、避難所等の運営・管理者等の指示のもとに活動します。

5 支援活動先までの移動

派遣チームは、支援活動先までチームで移動することを基本とし、移動手段については原則としてNW協議会の構成団体に加入する施設等が確保します。

構成団体に移動手段を確保することが困難な場合は、本部が手配します。

なお、有料道路の無料措置の取扱い等については、本部から適宜連絡します。

6 チーム内及び本部との連絡体制

(1) チーム内での連絡体制

支援活動にあたって、チーム員同士の連携が非常に重要となります。チーム員において分担する業務を適切に行い、支援を必要とする方により望ましい対応をするため、チームリーダーを中心にチーム員同士の支援に関する情報の共有を図ってください。

(2) 本部との連絡体制

チームリーダーは、支援活動に係る課題、チーム員の過不足や健康状態、資機材の確保などについて、本部へ適宜連絡することが必要となります。本部は、連絡に基づいて必要な手立てや次の派遣への準備を行います。

7 被災地到着後の活動

(1) 被災地到着後の動き

区分	活動項目
①現地災害対策本部との確認	☐ 活動方針（場所・内容）の確認 ☐ 指揮命令系統、報告要否の確認 ☐ 現地での緊急車両・駐車許可登録 ☐ 活動地域のライフラインの状況 ☐ 活動地域の道路状況、地図、天候 ☐ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策 ☐ 活動地域の避難者の状況 ☐ 災害時要配慮者の情報（事前リストの有無など） ☐ 他団体の活動状況 ☐ 機能している施設・病院等の社会資源
②活動する避難所での確認	☐ 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認 ☐ 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認 ☐ 連絡会議等連携方法の確認 ☐ 避難所環境（空間・備品）の確認 ☐ 避難所内活動拠点 ☐ 避難誘導経路の確認
③生活環境の確保	☐ 宿泊場所の確認・確保 ☐ 必要なライフライン・食料等の手配 ☐ 避難経路の確保

④計画作成等	☐ 活動計画の作成（チームミーティング） ☐ 活動計画の報告・周知 ☐ 現地情報の報告
--------	--

（２）避難所生活で想定されるニーズ・困りごと

派遣チームは、避難所等において中・長期的に発生する心身のケア、福祉相談、乳幼児支援などの福祉的ニーズへの協力支援等を中心に支援活動を行います。

想定されるニーズ、困りごとに対し、派遣チームはそれぞれの業務経験や資格等を活かし、身近に寄り添いながら、二次被害の予防も視野に入れた対応が求められます。

明らかに共同生活に支障があると判断されるケースについては、関係者と協議の場を持ったうえで、居住スペースの分離や、福祉施設への入所、福祉避難所への搬送等の対応を取ることも重要です。

時期	想定されるニーズ・困りごと	対応
避難所生活 スタート時	避難所の多くの人が急な環境変化に戸惑い、生活の不自由さを感じる。 ・ 家族等の安否確認ができない ・ 高齢者、障がい者等、生活環境が変わり介助が必要 ・ 環境変化により子どもの心身が不安定 ・ 服薬ができない ・ 更衣できる空間がない ・ いびきがうるさくて眠れない ・ 洗濯する環境がない、干す場所がない ・ 授乳できる環境がない ・ 食物アレルギーへの不安 等	○環境整備 ○身体的ケア ○こころのケア ○子育て支援 ○健康管理
避難所生活 安定期	平常時の生活と比較した不安を感じる。 ・ 生活上の諸物資の不足 ・ 将来の生活への不安 ・ 集団生活への不便、ストレス ・ 生活費の不足 ・ 仕事の再開、復帰への不安 ・ 育児、保育困難 ・ 介護問題 ・ エコノミークラス症候群 ・ 感染症のリスク ・ PTSD、ノイローゼ 等	○身体的ケア ○こころのケア ○子育て支援 ○健康管理 ○相談支援 ○リハビリ ○コミュニケーション ○リラクゼーション ○ロコモ*予防

* ロコモ：運動器の障がい（筋力低下等）により移動能力が低下している状態を指すロコモティブシンドロームの略称。ここでは、避難生活による運動不足から引き起こされる生活不活発病や介護度の悪化等も含めてロコモと表現します。

(3) 避難所等における主な活動

区分	主な活動内容
①相談支援	☐ アセスメント ☐ 要観察者等への巡回 ☐ 潜在的ニーズの掘り起こし ☐ 復旧・復興に向けた生活相談 ☐ 生活費に関する相談 ☐ コミュニケーション
②環境整備	☐ 個々の生活空間の整備 ☐ 性差・LGBT に配慮した環境整備 ☐ 妊産婦・子どものための環境整備 ☐ バリアフリー化 ☐ 排泄環境の整備 ☐ 入浴・清拭・口腔ケア等への環境整備 ☐ 感染予防対策 ☐ ごみ処理 ☐ 防火・防犯対策
③生活支援	☐ 情報の提供・収集 ☐ 健康管理 ☐ 食事の支援 ☐ 排泄の支援 ☐ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援 ☐ 夜間支援 ☐ 子育て支援
④福祉的ケア	☐ 身体的ケア ☐ 視聴覚障がい者ケア ☐ こころのケア ☐ リラクゼーション ☐ リハビリテーション ☐ ロコモ予防
⑤情報等管理	☐ チームミーティング ☐ 連携と情報収集 ☐ 活動記録・報告 ☐ チーム員の健康管理 ☐ チーム資機材等の管理

※全てを DWAT が担う必要はなく、避難所に関わる関係機関と連携・分担して行います。

8 支援活動の終了

(1) 引継ぎ

チームの交代や、支援活動の引き上げの際に、下記ポイントに留意して引継ぎを行います。

- ・どのような組織体制、班編成で行われているか
- ・どのような団体が加わり、役割分担が行われているか
- ・組織体制の特徴
- ・被災地内外でのキーパーソンについて
(どのような人で、どのような役割を担い、どのような動きをしているか、どう関わればよいか 等)
- ・他の支援関係者の活動がどのように行われているか
- ・前任者から見た活動上の課題
- ・後任者に伝えておいた方がよい重要な決定事項及び決定の経緯
- ・今後の主なスケジュール、状況・ニーズ変化や今後の活動展開の想定
- ・その他特筆すべき事項等

(2) 帰任

- ① チームリーダーは、帰任後 1 週間以内に「香川県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第 3 号－1）」により本部へ報告を行います。
- ② 現地活動に際し必要な資機材等の購入や賃借料等の費用が発生した場合は、「香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書（様式第 3 号－2）」及び「香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書 付属（様式第 3 号－3）」を作成のうえ、活動報告書と併せて報告します。
- ③ 必要に応じ、活動を通じて挙げられる課題等を整理し、マニュアルの修正等に向けた提言を行います。

（*様式第 3 号：p30～）

9 派遣の終了

避難所の閉鎖や現地関係者による支援が可能になるなど、派遣チームの必要性がなくなつたと判断される場合は、本部と現地対策本部と協議し、派遣終了時期を決定します。

IV 平常時の活動等について

1 研修及び訓練等について

NW 協議会は、香川 DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るため、「チーム員」「協力施設等の長及び職員」への研修及び訓練等の確保に努めることとしています。

これらの研修及び訓練等へ積極的に参加できるよう努めてください。

《主な研修・訓練等》

① 養成研修（年 1 回程度）

香川 DWAT のチーム員として登録するために必要な香川 DWAT の基本方針、役割などについて理解いただくことを目的とした研修です。先遣隊と支援隊の養成研修を開催しています。

チーム員登録後は受講の必要はありません。

② チーム員の訓練等（年 1 回程度）

災害時における香川 DWAT の運営や福祉避難所の運営の訓練を開催しています。

③ その他

防災や災害対応時に関する研修・セミナーなど、香川 DWAT の活動に資するものについて、必要に応じて情報提供します。

2 登録内容の変更・辞退について

チーム員の登録内容に変更が生じたり、チーム員の辞退を希望する場合は、速やかに NW 協議会事務局に「登録事項変更等届出書（変更・辞退）（様式第 4 号）」を提出してください。

なお、辞退を希望する場合は、下記の手順に従ってご報告ください。

～辞退を希望する場合の手続き～

- ① チーム員の辞退を希望する旨、所属施設等の長や運営法人の長に報告する。
- ② 「登録事項変更等届出書（変更・辞退）（様式第 4 号）」を記入する。
- ③ ②の様式とチーム員登録証を、事務局に郵送する。

(*様式第 4 号 : p33)

V 資料

- 1 香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 設置要綱
- 2 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書
- 3 香川県災害派遣福祉チーム活動実施要領
- 4 香川県災害派遣福祉チームの派遣に係る費用負担等について
- 5 様式集
 - 様式第1号 香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書
 - 様式第2号 香川県災害派遣福祉チーム派遣依頼書
 - 様式第3号－1 香川県災害派遣福祉チーム活動報告書
 - 様式第3号－2 香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書
 - 様式第3号－3 香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書 付属
 - 様式第4号 登録事項変更等届出書（変更・辞退）

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 設置要綱

(目 的)

第1条 災害時における要配慮者への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うため、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活 動)

第2条 協議会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 社会福祉施設等の相互支援に関すること。
- (2) 社会福祉施設等利用者の安全確保及び災害時事業継続計画の作成支援に関すること。
- (3) 災害派遣福祉チームの養成・登録・研修・訓練に関すること。
- (4) 災害時の福祉支援に関すること。
 - ア 避難所における福祉支援
 - イ 要配慮者に対する福祉支援
 - ウ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表の関係機関・団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、第1項に掲げる構成団体からの推薦に基づき、選任する。
- 3 協議会に会長1名、副会長2名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理するとともに協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会議は、委員又は委員から委任を受けた者（以下「出席者」という。）の過半数の出席をもって成立する。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。

(部 会)

第5条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、構成団体の中から会長が委嘱する。
- 3 部会に部会長1名、副部会長1名を置き、その部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会に関する事務を処理するため、事務局を香川県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 構成団体

区 分	機関・団体名	備 考
行政機関	香川県健康福祉部健康福祉総務課	
	高松市健康福祉局健康福祉総務課	
	高松市総務局危機管理課	
	香川県精神保健福祉センター	
災害救援団体	社会福祉法人 香川県共同募金会	
施設関係団体	香川県社会福祉法人経営者協議会	
	香川県老人福祉施設協議会	
	香川県老人保健施設協議会	
	香川県保育協議会	
	香川県児童福祉施設連合会	
	特定非営利活動法人 香川県知的障害者福祉協会	
	香川県救護・身障施設協議会	
市町社協	香川県県内社会福祉協議会連絡協議会	
職能団体	公益社団法人 香川県社会福祉士会	
	一般社団法人 香川県介護福祉士会	
	一般社団法人 香川県介護支援専門員協議会	
	香川県精神保健福祉士協会	
	香川県医療ソーシャルワーカー協会	
地域関係団体	香川県民生委員児童委員協議会連合会	
学識経験者	香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構	
災害福祉支援ネットワーク本部	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 部会構成団体

区 分	機関・団体名	備 考
施設関係団体	香川県社会福祉法人経営者協議会	
	香川県老人福祉施設協議会	
	香川県老人保健施設協議会	
	香川県保育協議会	
	香川県児童福祉施設連合会	
	特定非営利活動法人 香川県知的障害者福祉協会	
	香川県救護・身障施設協議会	
市町社協	香川県県内社会福祉協議会連絡協議会	
職能団体	公益社団法人 香川県社会福祉士会	
	一般社団法人 香川県介護福祉士会	
	一般社団法人 香川県介護支援専門員協議会	
	香川県精神保健福祉士協会	
	香川県医療ソーシャルワーカー協会	

香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、香川県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結し、乙は、この協定において、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体のうち、チームを構成する別記の団体（以下「構成団体」という。）を代表する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、避難所等において支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対してチームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人数を甲に報告するものとする。

3 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

（1）県内で大規模災害が発生した場合であって、甲がチームを派遣する必要があると認めるとき。

（2）県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から甲にチームの派遣要請があったとき。

（3）県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から甲にチームの派遣要請があったとき。

（4）その他、特に必要があると甲が認めるとき。

（活動内容等）

第3条 チーム員は、避難所等において次の業務を行うこととする。

（1）避難所等の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を甲に報告する。

（2）要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（3）要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

（4）介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（5）避難環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。

2 前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チーム員は、構成団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）の職員の身分をもって第1項及び第2項の業務に従事する。

（指揮命令）

第4条 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第5条 チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

（活動報告）

第6条 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、甲に報告するものとする。

（補償）

第7条 甲は、チームの業務に関連する事故に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

（派遣費用の負担等）

第8条 甲の要請に基づき派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

（2）前号に掲げる場合以外の場合、甲と乙が協議して、別に定める。

2 甲は、チーム員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月6日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

浜田恵造

乙 高松市番町1丁目10番35号
社会福祉法人香川県社会福祉協議会
会長

西原義一

別記（構成団体）

香川県社会福祉法人経営者協議会

会 長 川西 基雄

香川県老人保健施設協議会

会 長 岡部 功

香川県児童福祉施設連合会

会 長 藤井 敏孝

香川県救護・身障施設協議会

会 長 水卜 則之

一般社団法人香川県介護福祉士会

会 長 石橋 真二

香川県精神保健福祉士協会

会 長 齋中 康人

香川県県内社会福祉協議会連絡協議会

会 長 田中 克幸

香川県老人福祉施設協議会

会 長 小川 望

香川県保育協議会

会 長 三木 一平

特定非営利活動法人香川県知的障害者福祉協会

理事長 平井 勇一

公益社団法人香川県社会福祉士会

会 長 岡崎 昌枝

一般社団法人香川県介護支援専門員協議会

会 長 大原 昌樹

香川県医療ソーシャルワーカー協会

会 長 和田 有加

香川県災害派遣福祉チーム活動実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書(以下「協定」という。)に基づく香川県災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)の運営及び活動に関し必要な事項を定める。

(チームの編成等)

第2条 チームの編成及び派遣調整等の後方支援を行うため、香川県社会福祉協議会内に災害福祉支援ネットワーク本部(以下「ネットワーク本部」という。)を置く。

2 チームは、以下の(1)～(4)の全てを満たす者(以下「チーム員」という。)により構成する。

(1) 別表1に掲げる者であって、当該業務経験を3年以上有すること。

(2) 別に定める研修を修了していること。

(3) 協定における構成団体(以下「構成団体」という。)の推薦を受けていること。

(4) 協定における施設等(以下「施設等」という。)に所属している者にあつては、当該施設等の長及び施設等を運営する法人の長の推薦を受けていること。

3 ネットワーク本部は、チーム員の居住地及び勤務地を考慮し、チームを編成するとともに、その総括責任者を指名する。

4 ネットワーク本部は、チームの活動に当たって必要となるビブス、プリンタ等の資機材を準備する。

(チームの区分等)

第3条 チームは、以下に定める役割に応じて「先遣隊」及び「支援隊」に区分する。

(1) 先遣隊

ア 協定における避難者等(以下「避難者等」という。)の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を判断する。

イ 協定における要配慮者(以下「要配慮者」という。)の心身状態を把握し、必要に応じて福祉避難所や福祉施設等適切な支援に繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を整理し、行政、医療又は福祉施設等と連携した支援体制を構築する。

(2) 支援隊

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 協定における避難所等(以下「避難所等」という。)において介護等の応急的な支援を行う。

ウ 避難所等の施設・環境面での福祉的な課題について、その解消に向けた調整を行う。

エ その他広く避難者等からの相談に応じ、避難環境を良好に保つための支援を行う。

2 チームの構成、派遣期間等については別表2を基本とする。

(各団体の役割等)

第4条 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町（現地災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともにチームの派遣の可否を判断し、必要に応じてチームの派遣を要請する。

(2) ネットワーク本部

チームの事務局として、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣されたチームの後方支援を行う。

(3) 構成団体

チーム員の派遣及び派遣調整を行う。

(派遣要請及び活動報告)

第5条 協定第2条に基づく派遣要請は、香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、要請書の作成を省略し、口頭により要請することができる。

2 チームの総括責任者は、チームの活動終了後に、その活動状況等について香川県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）によりネットワーク本部に報告する。

(研修及び訓練等)

第6条 県及びネットワーク本部は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努める。

2 ネットワーク本部は、県及び市町の防災訓練等に、チーム員の参画を求めることができる。

(費用負担等)

第7条 ネットワーク本部は、協定第2条に基づき県から要請されたチームの派遣費用等については、別途県が定める基準により、県に請求する。

2 県は、平時におけるチームの研修、訓練その他チームの活動に必要な資機材の整備等に係る費用について、予算の範囲内で補助する。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、 保育士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、臨床心理士 児童心理司、管理栄養士 等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、児童指導員、 心理担当職員、栄養士 等
その他	被災地の状況等により、県社協会長が特に必要と判断した者

別表 2（第 3 条関係）

区 分	派遣時期	構成職種	派遣期間
先遣隊	発災後概ね 3 日以内	社会福祉士、介護支援専門員、事務職等 ※状況に応じて、福祉支援の必要性を大 局的に判断し、他職種や現地関係者と 連携するための調整を行う。	1 ～ 3 日程度
支援隊	発災後概ね 4 日～	介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等 ※具体的な福祉支援を行う。	引き継ぎを含 め 5 日程度



元健康第64055号
令和2年2月6日

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
常務理事 高木 康博 様

香川県健康福祉部健康福祉総務課長



香川県災害派遣福祉チームの派遣に係る費用負担等について（通知）

このことについて、別紙のとおりお知らせします。

ただし、別紙第2条2項の保険による補償は、当該保険料の予算が、令和2年2月香川県
議会で可決され、令和2年4月1日以降で、予算の執行が可能となった場合に限りです。

香川県災害派遣福祉チームの派遣に係る費用負担等について

香川県災害福祉派遣チームの派遣に関する協定書（以下「協定」という。）第8条に基づく香川県災害派遣福祉チーム員（以下「チーム員」という。）の派遣費用の負担等について、以下のとおり定める。

（費用負担）

第1条 香川県（以下「県」という。）が負担するチーム員の派遣費用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）日当

1日1人当たり 15,700 円以内。

（2）時間外勤務手当

（1）に定める日当の額を基礎とし、県の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内。

（3）旅費

（1）に定める日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内。

（4）救助事務費

救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費として、以下に掲げるもの。

賃金職員等雇上費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、使用料及び賃借料、通信運搬費、委託費。

（チーム員の身分等）

第2条 チーム員は、所属する施設等の職員の身分をもってチームの業務に従事するものとする。ただし、施設等に所属していない者であっても、協定における構成団体に所属している者については、個人として従事することができる。

2 福祉チームの業務に係る災害又は通勤災害については、労働者災害補償保険法（昭和27年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険が適用される場合を除き、県が加入する個人賠償特約付傷害保険により補償を行うものとする。

5 各種様式

(様式第1号)

第 号
年 月 日

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

香川県知事 ○○ ○○

香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日に発生した(災害名)に関して、(市町名)から支援要請がありましたので、災害福祉支援チームの派遣について、下記のとおり要請します。

記

1 支援要請内容

派遣先(避難所等活動場所)における要配慮者に対する支援活動の実施

2 支援要請市町(災害対策本部)

- (1) 住所
- (2) 電話
- (3) E-mail
- (4) 担当者(所属・職・氏名)

3 派遣先(避難所等活動場所)

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 電話
- (4) E-mail
- (5) 担当者(所属・職・氏名)

4 派遣規模

- (1) 派遣希望期間 年 月 日()から 年 月 日まで
- (2) 派遣希望人数 人程度

(様式第2号)

年 月 日

香川県災害派遣福祉チーム派遣依頼書

(派遣協力施設) 代表者 様

香川県災害福祉支援ネットワーク本部長

(市町名) から香川県を通じて行われた派遣要請に応じるため、下記のとおり香川県災害派遣福祉チーム〔香川 DWAT〕へ貴所属職員をご派遣いただきますよう依頼します。

記

1 派遣者に関する事項

氏名	資格等	活動先	活動期間	連絡事項

2 支援内容

派遣先（避難所等活動場所）における要配慮者に対する支援活動の実施

3 その他

(1) 派遣者の集合について

・日時： 年 月 日 () 〇〇時

・集合場所： _____

※派遣に関する打ち合わせ後、チームで現地へ移動します。

(2) 派遣者個人の準備

香川 DWAT 活動マニュアルを参照し、必要な準備を行ったうえで集合してください。

(3) 活動期間のチーム編成

別紙参照

香川県災害福祉支援ネットワーク本部

〒760-0017

高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉協議会内

TEL 087-861-5611 FAX 087-861-2664

E-mail @kagawaken-shakyo.or.jp

(様式第3号-1)

香川県災害派遣福祉チーム活動報告書

年 月 日

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会会長 様

報告者氏名 _____

派遣先	派遣期間	チーム員氏名
		・
		・
		・
		・
		・
【活動内容】		
【連絡事項等】		

(様式第3号-2)

香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書

年 月 日

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会会長 様

活動者氏名 _____

下記のとおり支援活動費について、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	移動方法	宿泊先
支出区分		金額	備考
【旅費】 ・ 鉄道航空運賃 ・ 有料道路使用料 ・ 宿泊費			※鉄道航空運賃は経路を記載 ※活動期間中の車による走行 距離 _____ km
【需用費】 ・ 消耗品費 ・ 燃料費 ・ 修繕費			
【役務費】 ・ 通信運搬費 ・ 雑役務費			
【使用料・賃借料】			

※活動経費について

- 1 領収書又は支払い証明書を香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書 付属（様式第3号-3）に貼付すること。
- 2 災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めにより香川県が費用を負担する。

(様式第 3 号－ 3)

香川県災害派遣福祉チーム活動経費報告書 付属

活動者氏名

領収書・支払い証明書 貼付欄

※支出区分ごとに貼付してください。

※旅費の領収書を添付する必要はありません。

年 月 日

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会会長 様

届出者氏名

登録番号 ー ー

登 録 日 年 月 日

登録事項変更等届出書（変更・辞退）

災害派遣福祉チーム員の { 登録事項に変更が生じたので、
登録を辞退したいので、 } 届け出ます。

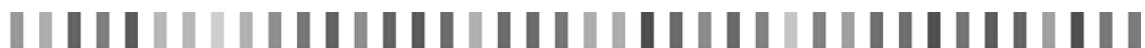
変更事項（該当事項に○）	変更前	変更後
氏名（フリガナ）		
災害発生時等の連絡先 ・携帯電話 番号 E-mail ・自宅電話 番号 FAX ・自宅 E-mail ・自宅住所		
所属施設・事業所（勤務先）	(名称)	(名称) (住所) 〒 (電話) (FAX) (E-mail)
施設等の運営法人	(名称)	(名称) (住所) 〒 (電話) (FAX) (E-mail)

※辞退の場合は、当届出書と併せて、登録証をご返送ください。

《参考文献》

- ・新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会「災害福祉支援チーム活動マニュアル」（平成30年4月）
- ・三重県災害福祉支援ネットワーク「三重県 DWAT 活動マニュアル」（令和2年3月）
- ・岩手県災害派遣福祉チーム検討部会「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】Ver.2」（平成30年3月）
- ・大阪府「大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）活動マニュアル」（令和2年9月）

香川県災害派遣福祉チーム活動マニュアル



令和3年2月

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会

